

## 独立行政法人情報処理推進機構職員退職手当規程

制定 平成 16 年 1 月 5 日 2003 情総第 8 号  
最終改正 令和 7 年 6 月 18 日 2025 情総企第 204 号 一部改正

### (総則)

第 1 条 独立行政法人情報処理推進機構の職員に対する退職手当の支給は、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この規程で「退職手当」とは、退職金及び弔慰金とし、次の各号の区分により支給する。

- 一 職員が退職したときは、退職金
- 二 職員が死亡したときは、退職金及び弔慰金

### (退職手当の支給対象)

第 3 条 退職手当は、職員が退職した場合はその者に、職員が死亡した場合はその遺族に支給する。

### (退職金の支給制限)

第 4 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、原則、退職金は支給しない。

- 一 勤続 6 月未満で退職した場合（第 6 条第 1 号又は第 2 号の規定による事由に該当する場合を除く。）
- 二 懲戒処分により懲戒解雇とした場合
- 三 禁錮以上の刑に処せられたことにより懲戒解雇とした場合

### (退職金の額)

第 5 条 退職金の額は、職員が退職し、又は死亡した日におけるその者の本俸月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額が本俸月額の 100 分の 5,500 を超えるときは、本俸月額の 100 分の 5,500 とする。

- 一 5 年までの期間については、1 年につき 100 分の 100
- 二 5 年を超え 10 年までの期間については、1 年につき 100 分の 140
- 三 10 年を超え 20 年までの期間については、1 年につき 100 分の 180
- 四 20 年を超え 30 年までの期間については、1 年につき 100 分の 200
- 五 30 年を超える期間については、1 年につき 100 分の 100

### (退職金の額に係る特例)

第 5 条の 2 退職した者の在職期間中に、本俸月額の減額改定（本俸月額の改定をする規程が制定及び改正され、又はこれに準ずる給与の支給の基準が定められた場合において、当該規程又は給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた本俸月額が減額されること、並びに職員給与規程（平成 16 年 1 月 5 日 2003 情総第 7 号）第 7 条第 3 項の規定により本俸月額が減額されることをいう。以下同じ）以外の理由によりその者の本俸月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本俸月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本俸月額」という。）が、退職日本俸月額より多いと

きは、その者に対する退職手当の額は、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前本俸月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本俸月額を基礎として、第5条の規定により計算した場合の退職手当の額に相当する額
- 二 退職日本俸月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - イ その者に対する退職手当の額が第5条の2の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の額の退職日本俸月額に対する割合
  - ロ 前号に掲げる額の特定減額前本俸月額に対する割合

#### (退職金の増額)

第6条 退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定による退職金の額に、職員が退職し、又は死亡した日におけるその者の本俸月額の100分の500以内の割合を乗じて得た額を増額して支給することができる。

- 一 業務上の負傷もしくは疾病によりその職に堪えず退職した場合又は在職中に死亡した場合
- 二 予算定員の削減又は組織の改廃により配置転換が困難なため退職した場合
- 三 勤続期間が10年以上であって定年により退職した場合
- 四 勤続期間が15年以上であって職務上特に功労があったと認められる者が退職した場合
- 五 前各号に準ずる特別の事情により退職した者であって、特に増額の必要があると認められた場合

#### (退職金の減額)

第7条 退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合には、第5条の規定による退職金の額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額して支給することができる。

- 一 自己の都合により退職した場合（出産又は婚姻による場合を除く。）
- 二 勤務成績が著しく不良のため解雇とした場合
- 三 懲戒規程により諭旨解雇とした場合

#### (起訴中に退職した場合の退職金の取扱い)

第8条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、第5条から前条までの規定により計算して得た額を退職金として支給する。

#### (勤続期間の計算)

第9条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた勤続期間による。

- 2 前項の規定による勤続期間の計算は、職員として採用された日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規定による勤続期間のうち休職（業務上の傷病による休職を除く。）又は停職若しくは育児休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1に相

当する月数（1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を前2項の規定により計算した勤続期間から除算する。

- 4 前3項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、月割をもって計算する。
- 5 第4条第1号に規定する勤続期間については、第2項の規定にかかわらず、職員として採用された日から退職した日の前日までの満日数とする。

（国等の機関から復帰した職員に対する退職手当に係る特例）

第9条の2 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

（退職金の支給期間）

第10条 退職金は、法令により退職金から控除すべき額を控除し、その残額を特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

（弔慰金の額）

第11条 弔慰金の額は、職員が死亡した日におけるその者の本俸月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

（遺族の範囲及び支給順位）

第12条 第3条に規定する遺族の範囲及び支給順位は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていたもの

- 三 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しないもの
- 2 前項に掲げるものが退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、前項第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員と親等の近い者を先順位とする。
  - 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第13条 第3条に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第14条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(執行役員の退職手当)

第15条 執行役員（上席執行役員を含む。）の職務にある職員の退職手当については、別に定める。

(雑則)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月5日から実施する。
- 2 平成16年1月4日現在情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）又は財団法人日本情報処理開発協会情報処理技術者試験センター（以下「開発協会」）に在職する職員であつて、同年1月5日以降機構の職員となった者の在職期間は、その者の協会又は開発協会の職員としての在職期間を機構の職員としての在職期間とみなす。

附 則（平成25年4月30日 2013情総第22号・一部改正）

- 1 この規程は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 官民の支給水準の均衡を図るために、当分の間、次表に定める期間に退職した退職者に対する退職金の額は、第5条の規定により算出した額に次表の調整率を乗じて得た額とする。

期間	調整率
平成25年5月1日から平成25年9月30日まで	100分の98
平成25年10月1日から平成26年6月30日まで	100分の92
平成26年7月1日以降	100分の87

附 則（平成30年3月8日 2017情総第373号・一部改正）

- 1 この規程は、平成30年3月9日から施行する。
- 2 平成25年改正規程附則第2項の表中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」とする。

附 則（平成 30 年 6 月 29 日 2018 情総第 144 号・一部改正）  
この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日 2021 情総第 668 号・一部改正）  
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（令和 6 年 3 月 21 日 2023 情総企第 764 号・一部改正）
- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 平成 25 年改正規程附則第 2 項の「第 5 条」とあるのは「第 5 条及び第 5 条の 2」とする。

附 則（令和 7 年 6 月 18 日 2025 情総企第 204 号・一部改正）  
この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。